

# 議 事 録

令和4年3月7日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

# 令和4年第3回山鹿市農業委員会総会議事録

令和4年3月7日(月) 13時22分から14時09分 山鹿市役所 3階 301会議室

## 1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 欠 席	2番 守川 千穂	3番 欠 席	4番 長曾我部 徹
5番 欠 席	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 欠 席
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 欠 席	12番 欠 席
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

## 2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

6名：1番 多久 正光 3番 森 喜代輝 5番 徳丸 誠次郎 8番 米岡 一利  
11番 廣松 久喜 12番 田中 春雄

## 3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：入江 智紀 局長補佐兼農政係長：一法師 進  
局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治 主任主事：北原 薫

## 4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

## 5. 議題

議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請  
議案第17号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請  
議案第18号 農地法第3条の規定による区分地上権設定許可申請  
議案第19号 推定相続人等に関する適格者証明  
議案第20号 引き続き農業経営を行っている等の証明  
議案第21号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請  
議案第22号 農地転用事業計画変更承認申請  
議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請  
議案第24号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転  
議案第25号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（農地中間管理機構）  
議案第26号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転  
報告第4号 農地法第3条第3の規定による届出  
報告第5号 農地法第5条第1項の規定による届出

## 1. 開 会

○隈部副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、コロナ感染対策として、委員の出席を制限し開催します。農業委員総数14名中、8名の委員が出席され、過半数の出席となりますので、山鹿市農業委員会会議規則第7条の規定により総会が成立することをご報告します。

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第5条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和4年第3回総会を開会致します。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は4番 長曾我部徹委員、6番 稲葉和弘委員にお願いします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第16号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第16号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請です。

提案番号33番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

本案件は、山鹿市が定める別段面積10アール要件による取得です。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書の1ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号34番申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査書の2ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号35番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査書の3ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号36番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、贈与によるものです。  
調査書の4ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号37番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査書の5ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号38番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
本案件は、山鹿市が定める別段面積10アール要件による取得です。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査書の6ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号39番申請地及び申請人は記載のとおりです。  
本案件は、譲渡人と譲受人の共有名義である申請地を、譲渡人から譲受人が所有権移転を行うこと  
で、単独所有とするものです。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査書の7ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号40番申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査書の8ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号41番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査書の9ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号42番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査書の10ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号43番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査書の11ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 44 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の 12 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 45 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書の 13 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 46 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の 14 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 47 番申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の 15 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 48 番申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書の 16 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 49 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書の 17 ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

以上 17 件です。

○議長 (坂本照子君)

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長 (坂本照子君)

提案番号 33 番から 35 番を北部地区担当委員

6 番 (稲葉和弘君)

提案番号 33 番から 35 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長 (坂本照子君)

提案番号 36 番から 45 番を南部地区担当委員

10 番 (志方精之君)

提案番号 36 番から 45 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号46番から49番を東部地区担当委員

2番（守川千穂君）

提案番号46番から49番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第16号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第17号、農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第17号、農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請です。

提案番号3番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、農業者年金受給による使用貸借権設定10年です。

調査書の18ページに調査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

以上1件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号3番を東部地区担当委員

13番（隈部誠一君）

提案番号3番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第17号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第18号、農地法第3条の規定による区分地上権設定許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第18号、農地法第3条の規定による区分地上権設定許可申請です。

営農型太陽光発電施設とは、支柱を高くした太陽光発電パネルを農地に設置し、その下部で作物を育て、発電と耕作を同時に実施するもので、農振農用地域内の農地や第1種農地に太陽光発電施設の設置が可能となります。ただし、一時転用の取扱いであるため、原則3年ごとの許可の更新と毎年の営農状況の報告が必要です。

本議案では、農地の利用権のうち太陽光パネルを設置する農地の上空部分だけを利用する、区分地上権を設定するものです。

提案番号1番から提案番号3番までは関連していますので一括してご説明いたします。

申請地及び申請人は23ページから25ページに記載のとおりです。

設定する面積は、各案件の被設定人それぞれが利用する面積となっております。設定期間はいずれも3年間です。

以上説明を終わります。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号1番から3番を東部地区担当委員

13番（隈部誠一君）

提案番号1番から3番の現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第19号、推定相続人等に関する適格者証明についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第19号 推定相続人等に関する適格者証明願いについてでございます。

この適格者証明願いにつきましては、議案書20ページの議案第17号で、農業者年金受給のため、親子間で使用貸借権の設定がなされましたが、この農地は、過去に受贈者が一括贈与をされた農地であるため、納税猶予の特例の適用を継続させるために、農業委員会において推定相続人が適格者である旨の証明を行うものです。なお、書類の提出先は、山鹿税務署でございます。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

○議長（坂本照子君）

このような案件は初めてですか。

○事務局（坂口美治君）

農業者年金を受給するために、親子間で使用貸借権の設定を行いますが、今回は、その農地が受贈者のお父さんから一括贈与を受けられ、納税猶予の特例を受けている農地であるため、その特例を継続させるために、税務署に種類を提出されるものです。

○議長（坂本照子君）

了解しました。

○議長（坂本照子君）

他に質疑等はありませんか。それではお諮りいたします。議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。



(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第20号、引き続き農業経営を行っている等の証明についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (坂口美治君)

議案第20号 引き続き農業経営を行っている等の証明願いについてでございます。

この引き続き農業経営を行っている等の証明願いにつきましては、推定相続人が、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている農地等に係る農業経営を下記の期間、引き続き行っていること。

また、受贈者が、推定相続人が営む農業に従事している旨について、農業委員会で証明を行い、山鹿税務署へ提出されるものでございます。

以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第21号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案第21号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号3番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の田2,902㎡のうち、246㎡を農機具倉庫として転用する案件です。

調査書の20ページに立地基準を、21ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、1件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号3番を南部地区担当委員

7番（廣田幸徳君）

提案番号3番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりでございます。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第21号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第22号、農地転用事業計画変更承認申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第22号、農地転用事業計画変更承認申請です。

提案番号3番及び提案番号4番は関連していますので一括して説明いたします。

土地の所在、農地区分、申請者、転用目的は、議案書記載のとおりです。なお、転用面積は、太陽光パネル等の支柱部分の面積です。

当初転用者は個人で、承継者の個人2名及び法人1名です。当初転用者がいずれも許可後、融資の返済が困難となったため、事業者を変更するものです。

調査書の22ページから27ページまでに立地基準及び一般基準を記載しています。

各案件は、それぞれ基準を満たしており、承認相当と判断しております。

以上、2件です。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第22号は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第23号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案第23号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号17番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑5筆計4,468㎡を取得し、隣接する既存店舗の駐車場及びドッグランを兼ねた芝生公園として転用する案件です。

調査書の26ページに立地基準を、27ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

なお、本案件は、転用面積が3000㎡を超えるため、農業会議への諮問案件です。

提案番号18番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田2筆、計958㎡に賃貸借権を設定し、隣接する事業所の駐車場として転用する案件です。

なお、申請地はすでに駐車場として利用されており、このことについて始末書の提出があるため追認となります。

調査書の28ページに立地基準を、29ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号19番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑464㎡に使用貸借権を設定し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の30ページに立地基準を、31ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号20番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田339㎡を取得し、隣接する宅地81㎡と合わせた421㎡を一般住宅として転用する案件です。

調査書の32ページに立地基準を、33ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号21番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑 1,189 m<sup>2</sup>に賃貸借権を設定し、太陽光発電施設として転用する案件です。

調査書の 34 ページに立地基準を、35 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 22 番から提案番号 24 番までは関連しているため一括して説明いたします。いずれも議案第 18 号及び議案第 22 号における転用事業変更に伴う権利設定です。

土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人及び法人で、申請地の畑 4 筆、計 5,057 m<sup>2</sup>のうち、太陽光パネル等の支柱分の面積計 2.56 m<sup>2</sup>に賃貸借権を設定し、営農型太陽光発電施設として 3 年間の一時転用をする案件です。パネルの下部ではアシタバを作付けする計画です。

調査書の 36 ページから 41 ページまでに立地基準及び一般基準を記載しています。

各案件はそれぞれ基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

なお、提案番号 22 番から 24 番までの案件は、営農型太陽光発電施設に係る一時転用のため、農業会議への諮問が必要な案件です。

以上、8 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 17 番を北部地区担当委員

4 番（長曾我部徹君）

提案番号 17 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 18 番から 20 番を南部地区担当委員

9 番（光永太君）

提案番号 18 番から 20 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 21 番から 24 番を南部地区担当委員

13 番（隈部誠一君）

提案番号 21 番から 24 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 23 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 24 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (一法師進君)

議案第 24 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号 8 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

この案件は、2 月 18 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っており、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 24 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 25 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転 (中間管理機構) を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (一法師進君)

議案第 25 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものです。

今回の利用権設定は、新規設定 38 件、その面積は 119,265 m<sup>2</sup>でございます。

提案番号 41 番から 52 ページの 78 番までの申請地、申請人、契約期間については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、水稻、野菜等を作付け予定でございます。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は 42 ページから 47 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 25 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 26 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第 26 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が 23 件、再設定が 5 件で、その面積は 94,580 m<sup>2</sup>でございます。

提案番号 42 番から 62 ページの提案番号 69 番までの申請地、申請人、契約期間は議案書記載のとおりです。

作付けについては、水稻、野菜等を予定されています。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は 48 ページから 66 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 26 号は、原案のとおり決定することに賛

成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

#### 4. 報 告

○議長 (坂本照子君)

次に、報告第4号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 (坂口美治君)

報告第4号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和4年1月に届出がありました件数は16件、筆数の合計は135筆、面積の合計は157,487㎡でございます。詳細につきましては、64ページ以降に記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

質問等がないようですので、報告第4号は終わります。

次に、報告第5号、農地法第5条第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 (坂口美治君)

報告第5号、農地法第5条第1項の規定による許可不要届出について報告いたします。

令和4年1月に届出がありました件数は1件、土地の所在等は、議案書記載のとおりで、転用の内容は携帯電話基地局でございます。

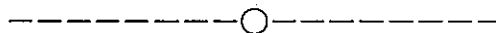
以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これもちまして令和4年第3回総会を閉会いたします。



## 6. 閉 会

○隈部副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

4番 農業委員

長曾我部 徹

6番 農業委員

稲景和弘